

Ⅱ 老人福祉対策事業のすべて

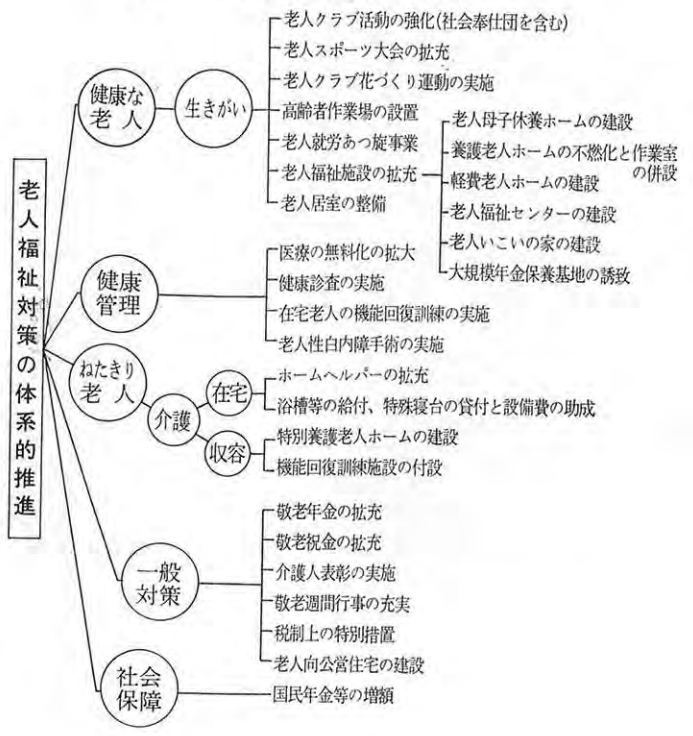
昨年、熊本県基本構想が策定されました。この基本構想は、県政の理念と政策について基本的な考えを明らかにしたものであり、人間尊重・生活優先の理念に立脚し、県民生活と地域開発の調和をめざした県政の推進をうたっており、特に社会福祉の充実には配意しなげなければならないとされております。

老人福祉対策も、もちろんこの基本構

想に基づいて推進されるのでありますが、その対策は、老人が現にかかえている諸問題にどう対処するかという今日的対応と、迫り来る高齢化社会がもたらす諸問題にどう対処するかという長期的対応という二つの観点から考えられねばならないでしょう。

(一) 老人対策は現在の老人層は明治・

図1 老人福祉対策の体系



大正・昭和の三代を生き、多くの苦難をのりこえて今日の繁栄をきずきあげた貢献者であるとの認識の下に、単に老人を弱者として保護することにどまらず、老後の生きがいを高めるなど積極的、前向きな対策を必要とすること。

(一) 老人対策は、年金・医療・福祉サービス、生きがいなど極めて広範多岐な分野について、総合的対策を講ずる必要があること。

(二) 老人対策は、個人・家庭・地域社会、企業、地方自治体、政府それぞれ分野において根気強い努力が要請されること。

以上の三つが考えられております。熊本県としては、以上の考えを踏まえて、国、市町村と相協力して、老人対策の体系的推進を図っております(図1参照)。

1 老人のための年金

老人に対する施策とともに肉体的にも社会的にも働くことができなくなった老人にとっては、くらしに必要な収入が確保される必要がありますし、年金制度の果たす役割も大きいわけですから。

国民年金には、老人のための年金として次の種類のものがあります。

(一) 老齢年金
加入者が二十五年以上保険料を納めるか免除を受けていた場合に六十五歳から支給。
二十五年納付で月二万円

(二) 老齢年金(十年年金)
明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた人で十年間保険料を納めた人に支給。
十年間納付で、月一万二千五百円
老齢年金(五十年年金)
明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた人で五年間保険料を納めた人に支給。
五年間納付で、月八千円
老齢福祉年金
明治四十四年四月一日以前に生まれた人が七十歳に達したときから支給。
年金額 月五千元
老齢特別給付金
明治三十九年四月一日以前に生まれた人で七十歳未満の人に、七十歳まで支給。
金額 月四千元
昭和四十九年一月から支給開始

2 保健医療対策

総理府の世論調査による老後の悩みとして健康上のことが三三・三%で一番関心が高く、老後対策への要望として安心して医療にかかれることが二四%で、年金の増加に次ぎ一番目に高いことがわかります。

これらの悩みや要望に応えるために、次の四つの事業を行っております。

(1) 老人の健康診査・訪問健康診査
老人は、

(二) 病気になる治りにくく、慢性化

しやすいこと。

(一) 前記のように、病気にかかっていてもその意識がない者が多いこと。

(二) 病気が回復しても、元の機能を回復することが困難であること。

などの特徴をもっているため、老人にとって、疾病の予防と早期発見は、非常に大切である。

そのために、年一回、老人の健康診査を行っており、年々受診される方は増加しております。

(2) 老人医療費支給事業

老人は一度病気になるたら、なかなか治りにくく慢性化しやすく、その上一人で行くもの病気をもちることが多いようです。その結果、医療の負担は、非常に高くなってまいりました。

そのような状態の中で、収入の少ない老人にとって、安心して医療を受けられるということは、前記のように強い要望でありました。

この要望にこたえるために、昭和四十八年一月一日から、医療保険の給付がなされている七十歳以上の老人について、医療保険の自己負担分を老人医療費として支給することとなりました。いわゆる「老人医療の無料化」が実現したのであります。

また、昭和四十八年十月一日からは、六十五歳以上の寝たきり老人などについ

施設名	所在地
特別養護老人ホーム しらぬい荘	下益城郡松橋町竹崎一四二
同右 紫明寮	天草郡五和町二江四、六六八
同右 熊本市中央老人福祉センター	熊本市水道町六一一五(ただし、昭和四十九年度移転予定)
同右 宇土市老人福祉センター	宇土市新小路小路裏

寝たきり老人とは、脳卒中などの後遺症によって床につきっきりで、食事、洗面、排便などの日常生活に支障のある老人のことで、現在、県下に約六千三百六十人いらっしゃいます。そのうち、約二百九十三人は、一人暮らしであるとか、家族が病弱であるとかの理由によって、他からの援護を必要としています。これらの人々のために、老人家庭奉仕員制度を設けております。

また、寝たきり老人をかかえた家族の肉体的・精神的負担も大変なものであり、寝たきり老人の肉体的・精神的苦痛もはかりしれないものがあります。これらの負担や苦痛をいくらかでもやわらげるために、浴槽などの給付事業をやっております。

さらに、寝たきり老人の中には、施設に収容して援護しなければならぬ人、あるいはそれを希望する人もあり、それらの方々のために、特別養護老人ホームの整備をやらなければなりません。この

(4) 在宅老人の機能回復訓練事業

老人は、一たん病気になる、病気がよくなっても、以前の身体の機能を取り戻すことは、なかなか困難です。しかしながら、適切な機能回復訓練を行うことによって、その機能を著しく回復することがあります。

老後を有意義に過ごすためには、身体の機能がよりよいことが、先ず必要なことであり、県は、このような見地から、次の四つの施設にお願いをして、機能回復訓練事業を行っております。

3 ねたきり老人対策と一人暮らし老人対策

また、昭和四十八年十月一日からは、六十五歳以上の寝たきり老人などについ

▼ 奉仕員に介護される老人

